

信州大学工学部と飯田市との信州大学大学院「電気機器 関連制御技術社会人スキルアップコースプログラム」の 運営協力に関する覚書

信州大学工学部長 天野良彦（以下「甲」という。）と飯田市長 佐藤健（以下「乙」という。）は、先に締結した「飯田市と国立大学法人信州大学の包括的連携に関する協定書（令和元年12月26日）」に基づき、信州大学大学院が開設する「電気機器関連制御技術社会人スキルアップコースプログラム」（以下「社会人大学院」という。）の円滑なる運営と人材育成を図るために相互に連携協力するため、次のとおり覚書を交わす。

（目的）

第1条 この覚書は、甲と乙が社会人大学院運営において相互に連携協力することにより、両者及び地域産業の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 社会人大学院開設のための飯田市および関連団体の施設提供に関すること。
- 二 地域の行政・産業界との連携に関すること。
- 三 その他甲及び乙が必要と認める事項。

（費用の負担）

第3条 乙は、社会人大学院の講義等を実施する施設を無償で提供する。また、その他開講・運営に関わる経費については双方で別途協議する。

（有効期間）

第4条 この覚書は、文書を交わした日から発効し、有効期間は5年間、覚書の継続については、甲、乙が協議して定めるものとする。

（細目）

第5条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定め
ない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、この覚書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年11月1日

甲 信州大学工学部長

天野 良彦



乙 飯田市長

佐藤 健

